

保護観察付き執行猶予者の 成り行きに関する研究

前研究官(東京保護観察所八王子支部保護観察官)

中野陽子

前研究官(アジア極東犯罪防止研修所教官)

染田恵

目 次

第1	はじめに	269
1	研究の目的	269
2	研究方法	269
第2	集計結果とその分析	270
1	保護観察付き執行猶予者の属性等とその経年変化	270
(1)	受理調査票の項目	270
(2)	終了調査票の項目	278
(3)	経年変化のまとめ	279
2	成り行きと属性等との関連	280
(1)	保護観察終了事由と属性等との関連	280
(2)	保護観察終了時の成績等と属性等との関連	284
(3)	保護観察中の犯罪による処分と属性等との関連	287
3	受理時不良集団関係と成り行きとの関連	290
(1)	保護観察終了事由との関連	290
(2)	保護観察終了時の成績等との関連	290
(3)	保護観察中の犯罪による処分との関連	291
(4)	再犯等による取消しまでの期間	291
(5)	不良集団関係のまとめ	292
4	受理時薬物等使用関係と成り行きとの関連	293
(1)	保護観察終了事由との関連	293
(2)	保護観察終了時の成績等との関連	293
(3)	保護観察中の犯罪による処分との関連	293
(4)	再犯等による取消しまでの期間	294
(5)	薬物等使用関係のまとめ	295
第3	まとめ	296
1	属性等とその経年変化	296
2	成り行きと属性等との関連	296
3	受理時不良集団関係と成り行きとの関連	296
4	受理時薬物等使用関係と成り行きとの関連	296
5	おわりに	297

第1 はじめに

1 研究の目的

保護観察付き執行猶予者は、期間中の再犯率がおおむね30%台と他の種類の保護観察対象者に比較して高い¹。また、保護観察付き執行猶予者は、保護観察の付かない執行猶予者（単純執行猶予者）と比較して、再犯による執行猶予取消率が高い²。このような差が生じるのは、対象者の選択の過程や基準が異なるためやむを得ないことであるともいえるが、更生保護の主要な目的の1つが「対象者に再犯をさせないこと」であるとするれば、保護観察付き執行猶予者の再犯率等の高さを看過することはできない。

法務総合研究所研究部では、別の研究³において、暴力組織関係保護観察付き執行猶予者の実態調査を行い、成り行きと関連のある要因についても分析を行ったが、保護観察付き執行猶予者全体についての基礎的な調査も必要であると考えた。そこで、本研究では、法務省大臣官房司法法制部の保護統計の最近10年間のデータを用いて、保護観察付き執行猶予者の諸属性、保護観察の成り行き、成り行きに影響を及ぼす要因等を分析し、類型別処遇⁴の充実など、保護観察処遇の効果的な実施に役立つ基礎的な資料を得ることを目的とした。

2 研究方法

法務省大臣官房司法法制部の保護統計のうち保護観察事件受理調査票（以下、「受理調査票」という。）及び保護観察・更生緊急保護事件終了調査票（以下、「終了調査票」という。）により集積された、平成2年から11年までの10年分のデータの分析・検討を行った⁵。

保護観察の成り行きの指標としては、①保護観察終了事由、②保護観察終了時の成績・状態、③保護観察中の犯罪による処分の3つを用い、属性、処分歴等との関連を見た。また、特に処遇が困難で再犯率が高いとされ、類型別処遇とも関連のある不良集団関係及び薬物等使用関係について分析を行った。

なお、本稿中、意見にわたる部分は、研究担当者の個人的な見解である。

¹ 保護観察期間中に、再度罪を犯し、かつ、新たな処分を受けた者の保護観察終了者に対する比率（再犯率）は、仮出獄者についてはおおむね1%前後で、また、保護観察付き執行猶予者についてはおおむね30%台で、それぞれ推移している。平成11年における再犯率は、仮出獄者が1.1%、保護観察付き執行猶予者が34.4%となっている（平成12年版犯罪白書、p.92）。

² 再犯による執行猶予取消人員の、執行猶予確定人員に対する比率（再犯による取消率）は、単純執行猶予者についてはおおむね8%から9%台で、また、保護観察付き執行猶予者についてはおおむね20%台で、それぞれ推移している。平成11年における再犯による取消率は、単純執行猶予者が9.5%、保護観察付き執行猶予者が25.2%となっている（平成12年版犯罪白書、p.54）。

³ 細木邦子ほか「暴力組織関係保護観察付き執行猶予者に関する研究」、法務総合研究所研究部報告14、2000

⁴ 類型別処遇は、保護観察対象者のもつ問題性その他の特性を、犯罪・非行の態様、環境条件等により類型化した上、各類型ごとに具体的な処遇指針を例示し、その特性に焦点を合わせた処遇を実施するものである。「シンナー等乱用」、「覚せい剤事犯」、「暴力組織関係」、「暴走族」等の類型がある。

⁵ 類似の方法を用いた研究としては、生島浩ほか「少年保護観察対象者の成り行きに関する研究」、法務総合研究所研究部報告3、1999、103-137がある。

第2 集計結果とその分析

1 保護観察付き執行猶予者の属性等とその経年変化

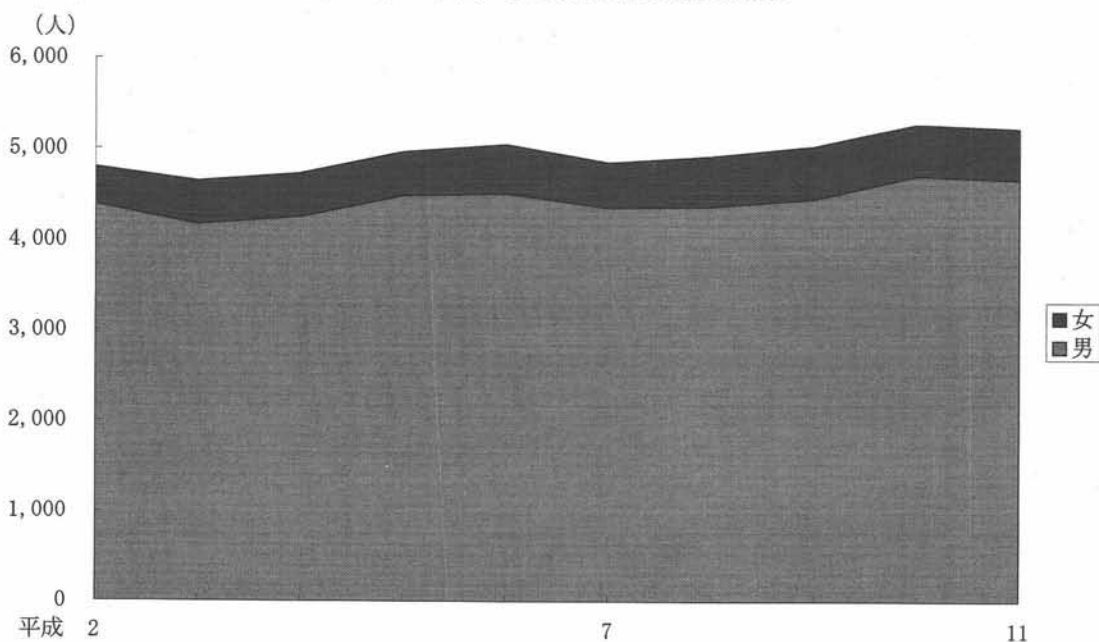
受理調査票及び終了調査票により見ることができる項目のうち主要なものについて、平成2年から11年までの10年間の推移を示したのが1-1-1図から1-2-3図である。

(1) 受理調査票の項目

ア 性別

女性の比率は1割前後であり、10年間で大きな変化は見られない。

1-1-1図 男女別受理人員の推移

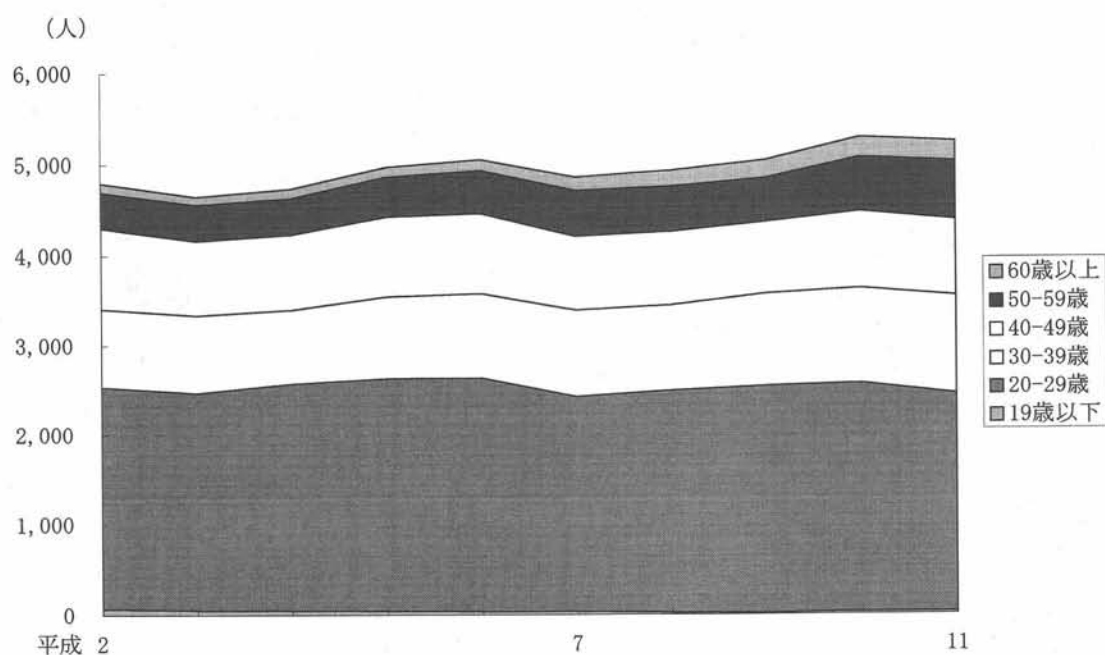


イ 受理時年齢

50歳以上の者の比率は、平成2年は10.3%であったものが、11年は16.5%と上昇しており、高齢化の傾向が見られる。

なお、国内総人口の年齢層別構成比との比較のため、総務庁統計局の人口資料により総人口に占める50歳以上の者の比率を見ると、平成2年は30.3%、11年は37.5%となっている。総人口と比較すると高齢者の少なかった保護観察付き執行猶予者でも、50歳以上の者の比率が上昇しており、これらの者が保護観察付き執行猶予になる機会が増加していることがうかがえる。

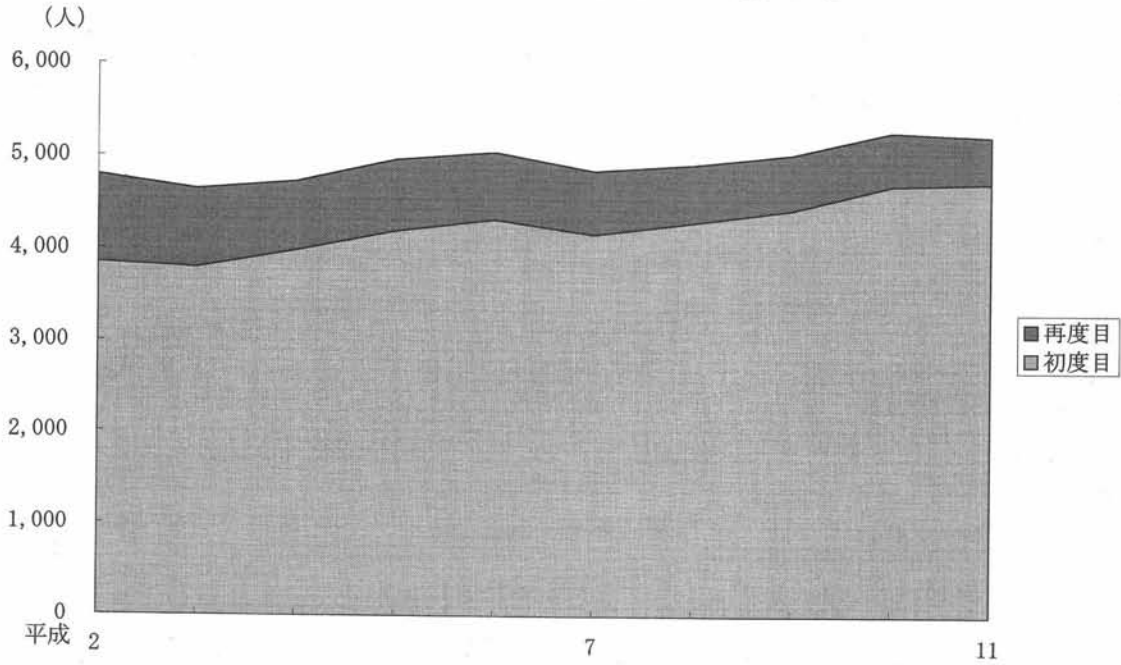
1-1-2 図 年齢層別受理人員の推移



ウ 初度・再度の別

保護観察が裁量的に付されたものであるか必要的に付されたものであるかについて見ると、初度の執行猶予の言渡しに伴い裁量的に保護観察に付された者は増加しており、再度の執行猶予の言渡しに伴い必要的に保護観察に付された者は減少している。

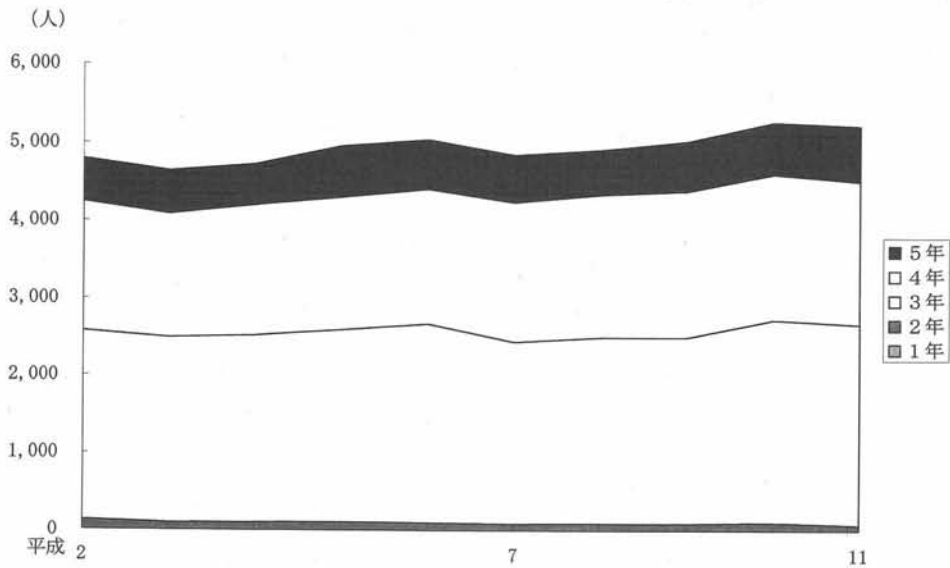
1-1-3 図 初度・再度別受理人員の推移



エ 執行猶予期間

10年間で大きな変化は見られない。

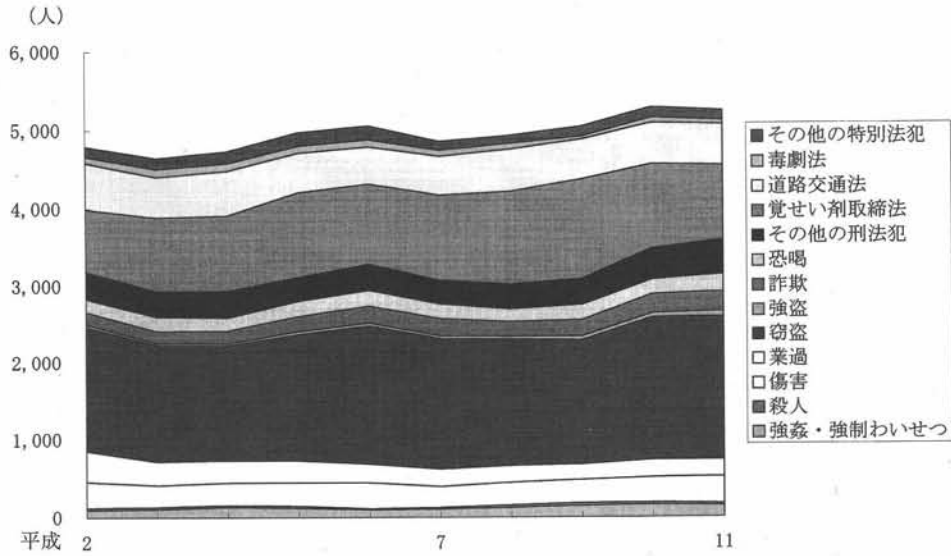
1-1-4 図 執行猶予期間別受理人員の推移



オ 罪名

最近3年間で見ると、窃盗が増加し、覚せい剤取締法違反が減少している。

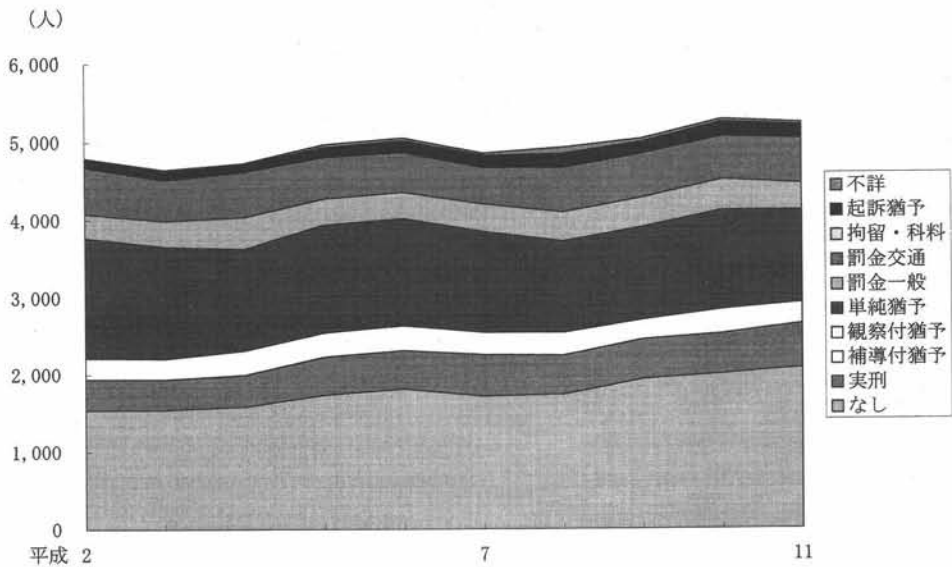
1-1-5 図 罪名別受理人員の推移



カ 刑事処分歴

処分歴のない者が増加している。単純猶予は減少している。

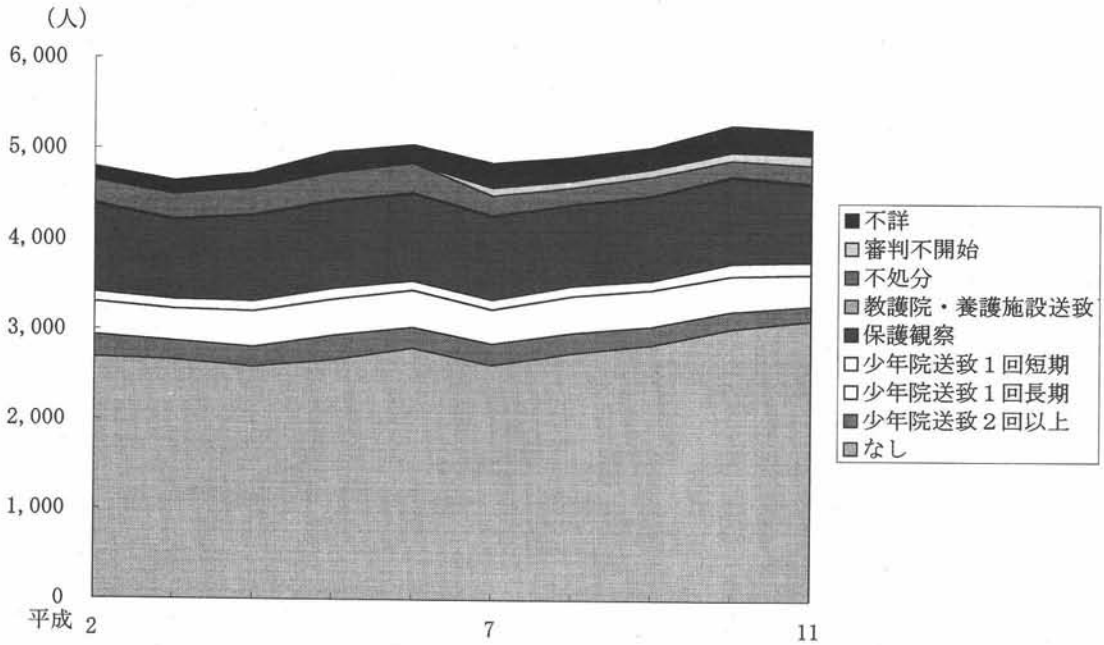
1-1-6 図 刑事処分歴別受理人員の推移



キ 保護処分歴

最近5年間で見ると、処分歴のない者が増加している。

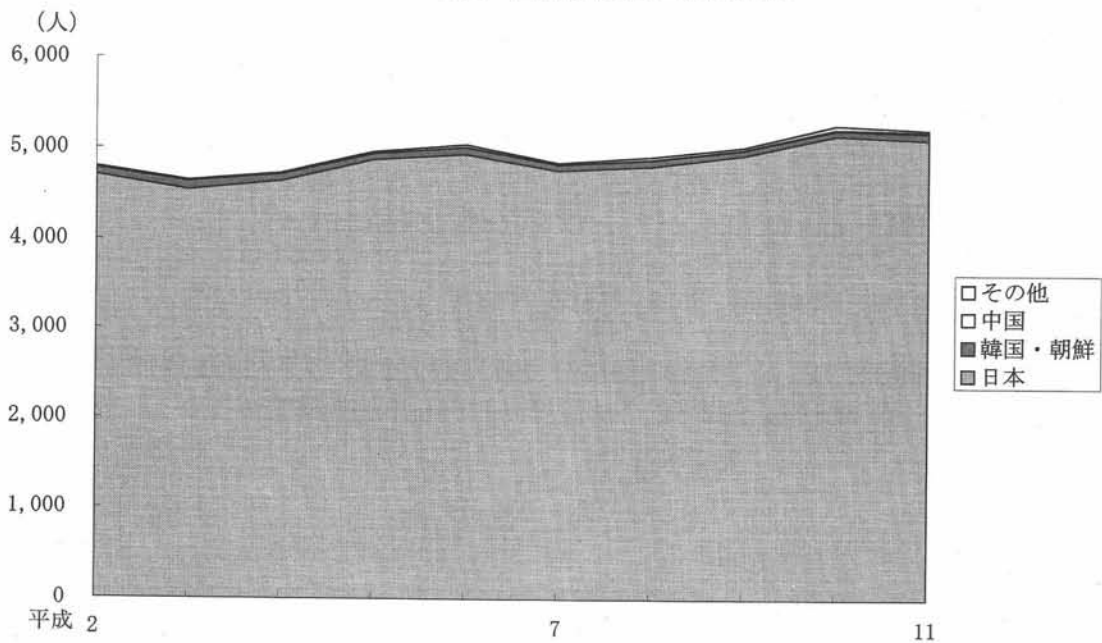
1-1-7 図 保護処分歴別受理人員の推移



ク 国籍

日本国籍の者が全体の98.0%を占めている。

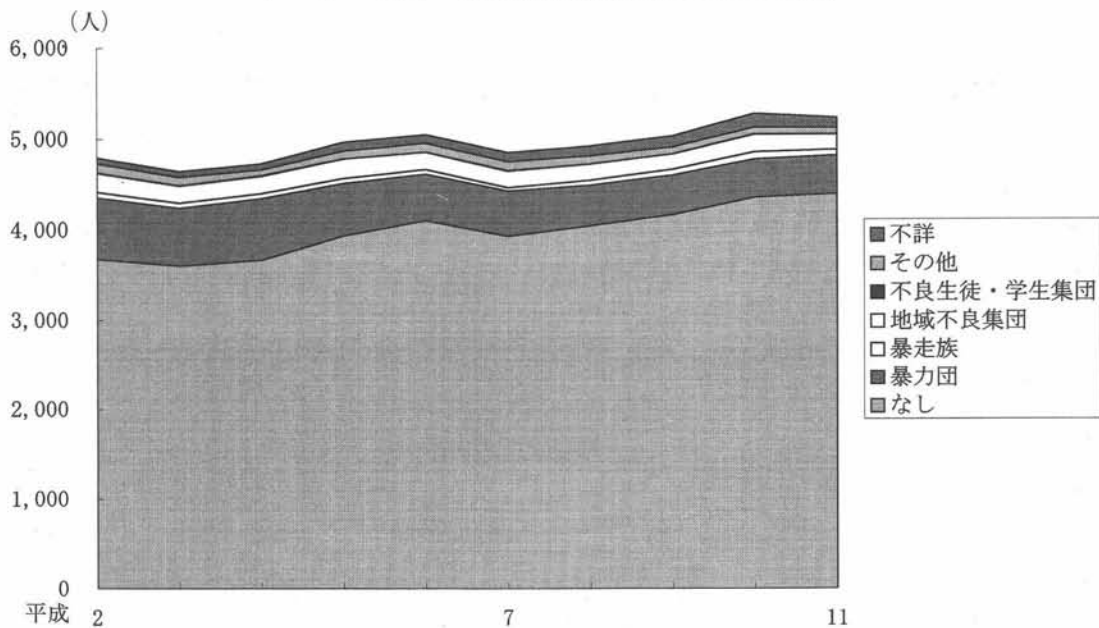
1-1-8 図 国籍別受理人員の推移



ケ 不良集団関係

不良集団関係のない者が増加している。暴力団と関係のある者は減少している。

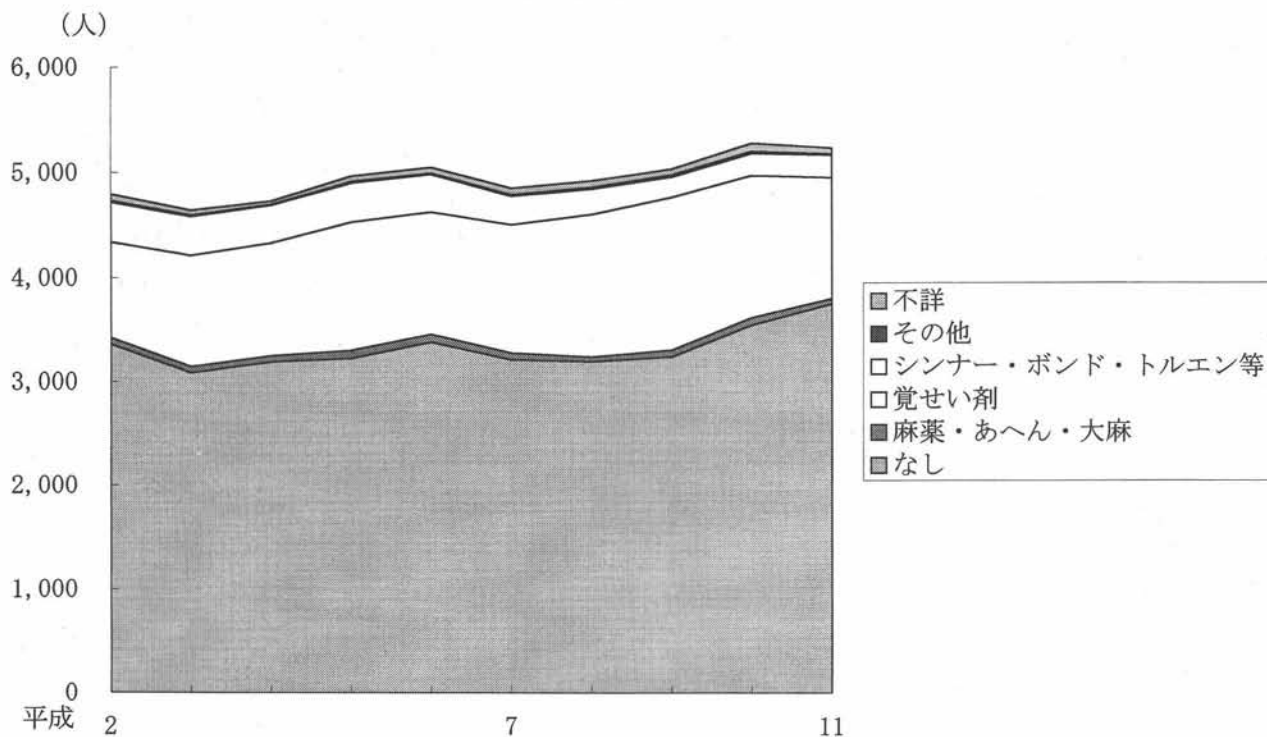
1-1-9 図 不良集団関係別受理人員の推移



コ 薬物等使用関係

シンナー・ボンド・トルエン等が減少している。最近3年間で見ると、覚せい剤が減少し、薬物等使用関係のない者が増加している。

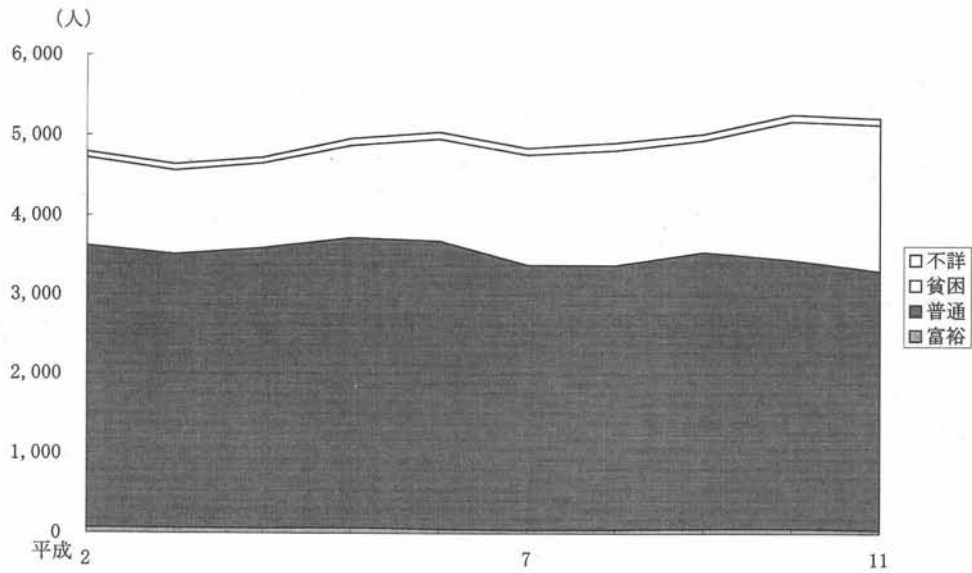
1-1-10 図 薬物等使用関係別受理人員の推移



サ 生計状況

不況の影響か、普通が減少し、貧困が増加している。

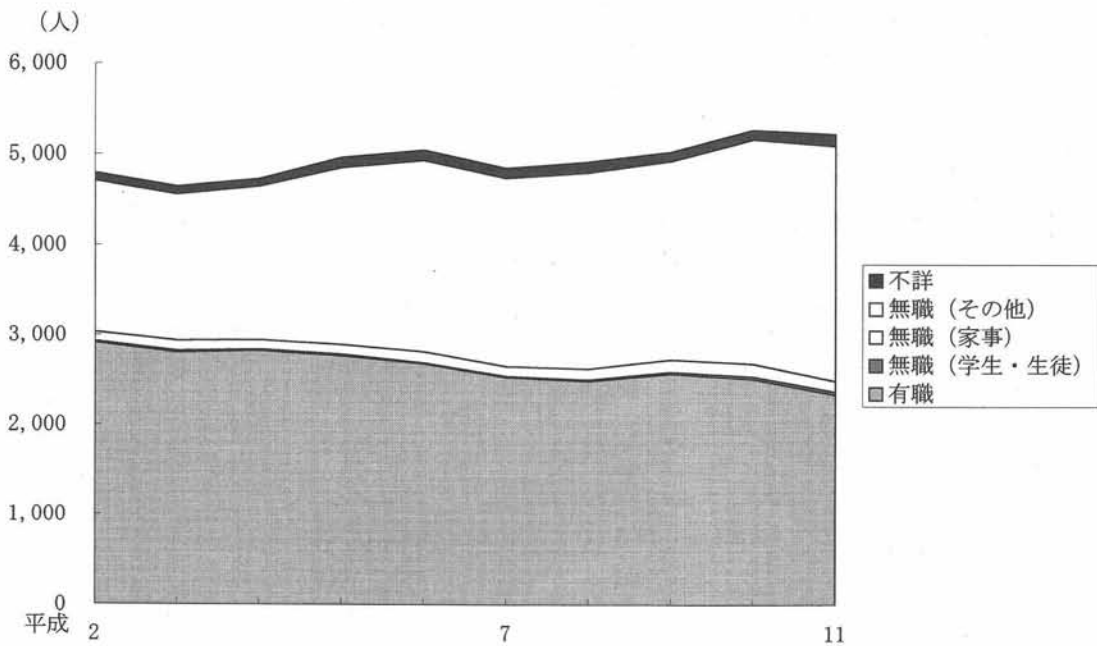
1-1-11図 生計状況別受理人員の推移



シ 受理時職業

やはり不況の影響か、有職が減少し、無職（学生・生徒及び家事を除く）が増加している。

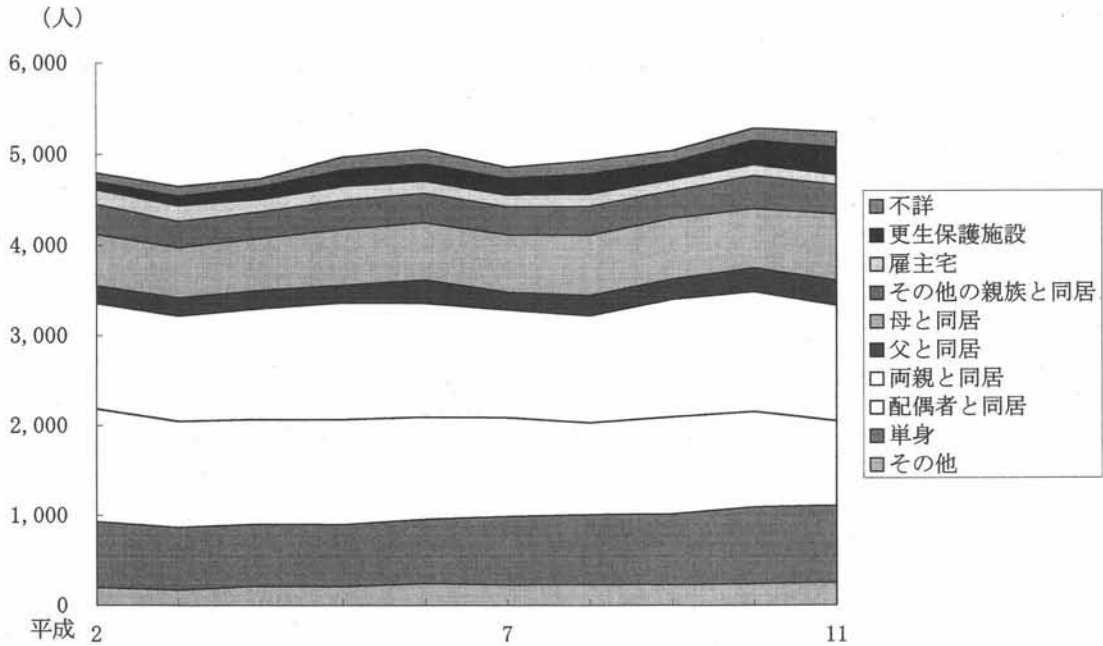
1-1-12図 受理時職業別受理人員の推移



ス 居住状況

配偶者と同居している者は減少し、単身がやや増加している。更生保護施設に居住する者が、10年間で3.4倍にもなっている。

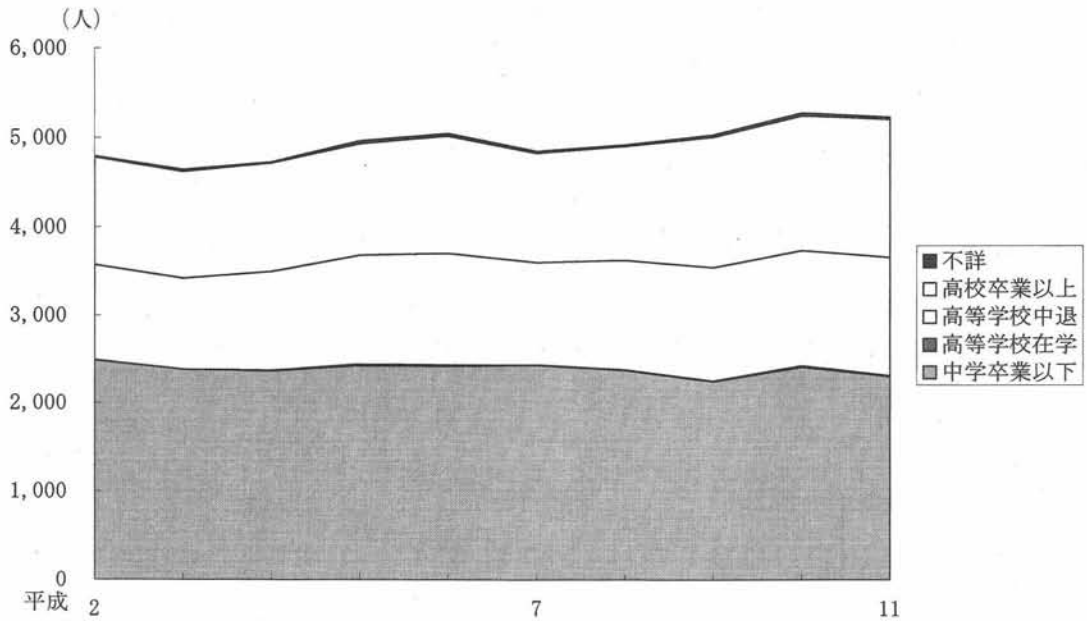
1-1-13図 居住状況別受理人員の推移



セ 教育程度

中学校卒業が減少し、高等学校中退及び卒業が増加している。

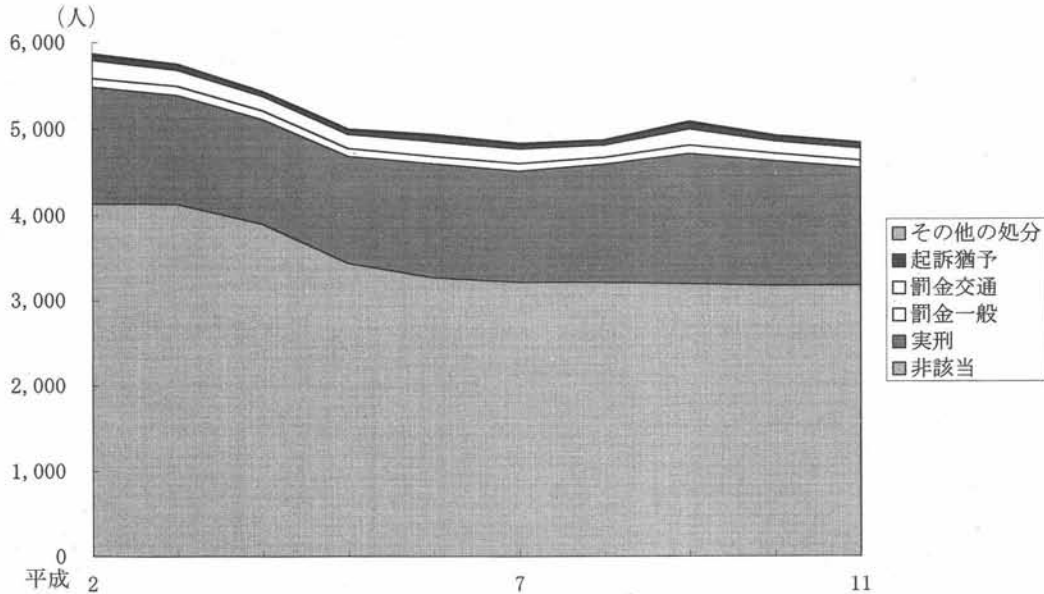
1-1-14図 教育程度別受理人員の推移



ウ 保護観察中の犯罪による処分

非該当（保護観察中に新たな処分を受けなかった者）が減少している。

1-2-3 図 保護観察中の犯罪による処分別終了人員の推移



(3) 経年変化のまとめ

受理調査票の項目では、刑事処分歴のない者、保護処分歴のない者、不良集団関係のない者、薬物等使用関係のない者等、一般的に「犯罪性が進んでいない」とされる者が増加している。これに対して、終了調査票の項目では、保護観察終了事由が期間満了である者、保護観察終了時に仮解除中の者、保護観察中に新たな処分を受けなかった者等、「成り行きがよい」とされる者が減少している。

ある期間内に保護観察所が受理した保護観察付き執行猶予者と、保護観察を終了した者とでは、その対象が異なるので、受理調査票の項目の経年変化と、終了調査票のそれとを単純に結びつけることはできないが、ごく大まかにいえば、受理時では犯罪性が進んでいないとされる者が増加しているのに、終了時では成り行きがよいとされる者が減少していることになる。その理由として、調査対象者が同一でないこと以外に、ここまでの調査項目の範囲内で考えられるのは、生計が貧困な者、無職（学生・生徒及び家事を除く）の者、単身又は更生保護施設に居住する者等、生活基盤が不安定な者の増加である。なお、これらはいずれも受理調査票の項目であり、保護観察開始時の状況である。終了調査票の項目である終了時職業等との関係については、後述する。

2 成り行きと属性等との関連

(1) 保護観察終了事由と属性等との関連

保護観察終了事由のうち、成り行きがよいとされる「期間満了」と、成り行きが悪いとされる「犯罪又は遵守事項違反による取消し」をとりあげて、他の項目との関連を見たのが2-1-1表から2-1-6表である。

ア 性別

犯罪又は遵守事項違反による取消しの比率は男性の方が高く、女性の方が低い。

2-1-1表 性別と保護観察終了事由

性別	総数	期間満了	取消し (犯罪又は遵守事項違反)
総数	50,259 (100.0)	35,718 (71.1)	14,541 (28.9)
男	45,430 (100.0)	32,016 (70.5)	13,414 (29.5)
女	4,829 (100.0)	3,702 (76.7)	1,127 (23.3)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

イ 初度・再度の別

保護観察終了事由との関連では、統計的な有意差は見られない。

2-1-2表 初度・再度の別と保護観察終了事由

初度・再度の別	総数	期間満了	取消し (犯罪又は遵守事項違反)
総数	50,259 (100.0)	35,718 (71.1)	14,541 (28.9)
初度	41,856 (100.0)	29,746 (71.1)	12,110 (28.9)
再度	8,403 (100.0)	5,972 (71.1)	2,431 (28.9)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

ウ 罪名

期間満了の比率が高いのは、殺人、業過、強姦・強制わいせつ等であり、犯罪又は遵守事項違反による取消しの比率が高いのは、毒劇法違反、窃盗、覚せい剤取締法違反等である。

2-1-3表 罪名と保護観察終了事由

罪 名	総 数	期間満了	取 消 し (犯罪又は遵守事項違反)
総 数	50,259 (100.0)	35,718 (71.1)	14,541 (28.9)
強 姦 ・ 強 制 わ い せ つ	1,117 (100.0)	925 (82.8)	192 (17.2)
殺 人	247 (100.0)	237 (96.0)	10 (4.0)
傷 害	3,014 (100.0)	2,245 (74.5)	769 (25.5)
業 過	3,647 (100.0)	3,328 (91.3)	319 (8.7)
窃 盗	16,490 (100.0)	10,427 (63.2)	6,063 (36.8)
強 盗	339 (100.0)	280 (82.6)	59 (17.4)
詐 欺	2,002 (100.0)	1,461 (73.0)	541 (27.0)
恐 喝	1,963 (100.0)	1,402 (71.4)	561 (28.6)
そ の 他 の 刑 法 犯	3,406 (100.0)	2,688 (78.9)	718 (21.1)
覚 せ い 剤 取 締 法	10,305 (100.0)	6,674 (64.8)	3,631 (35.2)
道 路 交 通 法	5,467 (100.0)	4,384 (80.2)	1,083 (19.8)
毒 劇 法	823 (100.0)	429 (52.1)	394 (47.9)
そ の 他 の 特 別 法 犯	1,439 (100.0)	1,238 (86.0)	201 (14.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

エ 終了時職業

何らかの職業に就いている者及び無職（定収入あり・学生・家事）では、おおむね8割以上が期間満了で終了しているのに対し、無職（その他）では、犯罪又は遵守事項違反による取消しで終了する者が7割近い⁶。

2-1-4 職業と保護観察終了事由

職 業	総 数	期間満了	取 消 し (犯罪又は遵守事項違反)
総 数	50,259 (100.0)	35,718 (71.1)	14,541 (28.9)
専 門 的 ・ 技 術 的 職 業	462 (100.0)	406 (87.9)	56 (12.1)
管 理 的 職 業	821 (100.0)	731 (89.0)	90 (11.0)
事 務	915 (100.0)	822 (89.8)	93 (10.2)
販 売	4,948 (100.0)	4,251 (85.9)	697 (14.1)
サ ー ビ ス	3,761 (100.0)	3,171 (84.3)	590 (15.7)
保 安	158 (100.0)	133 (84.2)	25 (15.8)
農 林 ・ 漁 業	840 (100.0)	695 (82.7)	145 (17.3)
運 輸 ・ 通 信	3,887 (100.0)	3,346 (86.1)	541 (13.9)
技能工,採掘・製造・建設・労務	18,917 (100.0)	14,518 (76.7)	4,399 (23.3)
無職(定収入・学生・家事)	914 (100.0)	783 (85.7)	131 (14.3)
無 職 (そ の 他)	9,693 (100.0)	3,089 (31.9)	6,604 (68.1)
不 詳	4,943 (100.0)	3,773 (76.3)	1,170 (23.7)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

⁶ 保護統計では、身柄拘束のまま保護観察を終了した者については、身柄を拘束される直前の職業を集計することになっている。

オ 刑事処分歴

刑事処分歴が起訴猶予のみの者は、実刑、執行猶予、罰金の処分歴のある者よりも、犯罪又は遵守事項違反による取消しで終了する比率が高い。

2-1-5 表 刑事処分歴と保護観察終了事由

刑事処分歴	総 数	期間満了	取 消 し (犯罪又は遵守事項違反)
総 数	50,259 (100.0)	35,718 (71.1)	14,541 (28.9)
実 刑	4,266 (100.0)	2,885 (67.6)	1,381 (32.4)
補 導 付 猶 予	7 (100.0)	6 (85.7)	1 (14.3)
観 察 付 猶 予	3,195 (100.0)	2,149 (67.3)	1,046 (32.7)
単 純 猶 予	14,776 (100.0)	10,832 (73.3)	3,944 (26.7)
罰 金 (一 般)	3,889 (100.0)	2,564 (65.9)	1,325 (34.1)
罰 金 (交 通)	6,100 (100.0)	4,765 (78.1)	1,335 (21.9)
拘 留 ・ 科 料	58 (100.0)	39 (67.2)	19 (32.8)
起 訴 猶 予	1,141 (100.0)	691 (60.6)	450 (39.4)
な し	16,624 (100.0)	11,660 (70.1)	4,964 (29.9)
不 詳	203 (100.0)	127 (62.6)	76 (37.4)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

カ 保護処分歴

少年院送致及び教護院・養護施設送致の処分歴のある者は、犯罪又は遵守事項違反による取消しで終了する比率が高い。

2-1-6 保護処分歴と保護観察終了事由

保護処分歴	総 数	期間満了	取 消 し (犯罪又は遵守事項違反)
総 数	50,259 (100.0)	35,718 (71.1)	14,541 (28.9)
少年院送致 2 回以上	2,157 (100.0)	919 (42.6)	1,238 (57.4)
少年院送致 1 回長期	3,988 (100.0)	2,123 (53.2)	1,865 (46.8)
少年院送致 1 回短期	991 (100.0)	525 (53.0)	466 (47.0)
保 護 観 察	9,467 (100.0)	6,264 (66.2)	3,203 (33.8)
教護院・養護施設送致	111 (100.0)	59 (53.2)	52 (46.8)
不処分・審判不開始	2,902 (100.0)	2,094 (72.2)	808 (27.8)
な し	28,949 (100.0)	22,591 (78.0)	6,358 (22.0)
不 詳	1,694 (100.0)	1,143 (67.5)	551 (32.5)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

(2) 保護観察終了時の成績等と属性等との関連

保護観察終了時の成績・状態について、

良好群＝期間満了（成績良好＋仮解除）

普通群＝期間満了（成績普通）

不良群＝期間満了（成績不良＋所在不明＋身柄拘束）＋犯罪又は遵守事項違反による取消しとして、他の項目との関連を見たのが2-2-1表から2-2-6表である。

ア 性別

不良群の比率は男性の方が高く、良好群の比率は女性の方が高い。

2-2-1表 性別と保護観察終了時の成績等

性別		総数	良好群	普通群	不良群
総	数	49,991 (100.0)	22,308 (44.6)	8,828 (17.7)	18,855 (37.7)
	男	45,210 (100.0)	19,822 (43.8)	7,962 (17.6)	17,426 (38.5)
	女	4,781 (100.0)	2,486 (52.0)	866 (18.1)	1,429 (29.9)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

イ 初度・再度の別

保護観察終了時の成績・状態との関連では、統計的な有意差は見られない。

2-2-2表 初度・再度の別と保護観察終了時の成績等

初度・再度の別		総数	良好群	普通群	不良群
総	数	49,991 (100.0)	22,308 (44.6)	8,828 (17.7)	18,855 (37.7)
初	度	41,658 (100.0)	18,536 (44.5)	7,396 (17.8)	15,726 (37.8)
再	度	8,333 (100.0)	3,772 (45.3)	1,432 (17.2)	3,129 (37.5)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

ウ 罪名

業過は良好群の比率が高く、窃盗は不良群の比率が高い。

2-2-3表 罪名と保護観察終了時の成績等

罪 名	総 数	良好群	普通群	不良群
総 数	49,991 (100.0)	22,308 (44.6)	8,828 (17.7)	18,855 (37.7)
強 姦 ・ 強 制 わ い せ つ	1,110 (100.0)	671 (60.5)	193 (17.4)	246 (22.2)
殺 人	243 (100.0)	177 (72.8)	37 (15.2)	29 (11.9)
傷 害	2,995 (100.0)	1,266 (42.3)	680 (22.7)	1,049 (35.0)
業 過	3,639 (100.0)	2,686 (73.8)	491 (13.5)	462 (12.7)
窃 盗	16,401 (100.0)	5,704 (34.8)	2,626 (16.0)	8,071 (49.2)
強 盗	335 (100.0)	180 (53.7)	70 (20.9)	85 (25.4)
詐 欺	1,988 (100.0)	789 (39.7)	394 (19.8)	805 (40.5)
恐 喝	1,956 (100.0)	761 (38.9)	451 (23.1)	744 (38.0)
そ の 他 の 刑 法 犯	3,384 (100.0)	1,590 (47.0)	752 (22.2)	1,042 (30.8)
覚 せ い 剤 取 締 法	10,269 (100.0)	4,307 (41.9)	1,746 (17.0)	4,216 (41.1)
道 路 交 通 法	5,448 (100.0)	3,158 (58.0)	916 (16.8)	1,374 (25.2)
毒 劇 法	814 (100.0)	267 (32.8)	125 (15.4)	422 (51.8)
そ の 他 の 特 別 法 犯	1,409 (100.0)	752 (53.4)	347 (24.6)	310 (22.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

エ 終了時職業

何らかの職業に就いている者及び無職（定収入あり・学生・家事）に対し、無職（その他）では、不良群の比率が高い。

2-2-4表 職業と保護観察終了時の成績等

職 業	総 数	良好群	普通群	不良群
総 数	49,991 (100.0)	22,308 (44.6)	8,828 (17.7)	18,855 (37.7)
専 門 的 ・ 技 術 的 職 業	462 (100.0)	338 (73.2)	65 (14.1)	59 (12.8)
管 理 的 職 業	821 (100.0)	610 (74.3)	115 (14.0)	96 (11.7)
事 務	914 (100.0)	675 (73.9)	136 (14.9)	103 (11.3)
販 売	4,942 (100.0)	3,202 (64.8)	972 (19.7)	768 (15.5)
サ ー ビ ス	3,759 (100.0)	2,345 (62.4)	768 (20.4)	646 (17.2)
保 安	158 (100.0)	87 (55.1)	43 (27.2)	28 (17.7)
農 林 ・ 漁 業	839 (100.0)	562 (67.0)	127 (15.1)	150 (17.9)
運 輸 ・ 通 信	3,880 (100.0)	2,532 (65.3)	763 (19.7)	585 (15.1)
技能工,採掘・製造・建設・労務	18,852 (100.0)	10,349 (54.9)	3,770 (20.0)	4,733 (25.1)
無職(定収入・学生・家事)	909 (100.0)	596 (65.6)	174 (19.1)	139 (15.3)
無 職 (そ の 他)	9,569 (100.0)	974 (10.2)	1,699 (17.8)	6,896 (72.1)
不 詳	4,886 (100.0)	38 (0.8)	196 (4.0)	4,652 (95.2)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

オ 刑事処分歴

刑事処分歴が起訴猶予のみの者は、実刑、執行猶予、罰金の処分歴のある者よりも、犯罪又は遵守事項違反による取消しで終了する比率が高い。

2-2-5表 刑事処分歴と保護観察終了時の成績等

刑事処分歴	総数	良好群	普通群	不良群
総数	49,991 (100.0)	22,308 (44.6)	8,828 (17.7)	18,855 (37.7)
実刑	4,247 (100.0)	1,569 (36.9)	828 (19.5)	1,850 (43.6)
補導付猶予	7 (100.0)	4 (57.1)	1 (14.3)	2 (28.6)
観察付猶予	3,178 (100.0)	1,240 (39.0)	590 (18.6)	1,348 (42.4)
単純猶予	14,675 (100.0)	7,010 (47.8)	2,481 (16.9)	5,184 (35.3)
罰金(一般)	3,864 (100.0)	1,480 (38.3)	740 (19.2)	1,644 (42.5)
罰金(交通)	6,080 (100.0)	3,257 (53.6)	1,068 (17.6)	1,755 (28.9)
拘留・科料	57 (100.0)	15 (26.3)	13 (22.8)	29 (50.9)
起訴猶予	1,135 (100.0)	343 (30.2)	192 (16.9)	600 (52.9)
なし	16,553 (100.0)	7,330 (44.3)	2,881 (17.4)	6,342 (38.3)
不詳	195 (100.0)	60 (30.8)	34 (17.4)	101 (51.8)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

カ 保護処分歴

少年院送致及び教護院・養護施設送致の処分歴のある者は、不良群の比率が高い。

2-2-6表 保護処分歴と保護観察終了時の成績等

保護処分歴	総数	良好群	普通群	不良群
総数	49,991 (100.0)	22,308 (44.6)	8,828 (17.7)	18,855 (37.7)
少年院送致2回以上	2,152 (100.0)	403 (18.7)	323 (15.0)	1,426 (66.3)
少年院送致1回長期	3,971 (100.0)	1,041 (26.2)	660 (16.6)	2,270 (57.2)
少年院送致1回短期	985 (100.0)	290 (29.4)	159 (16.1)	536 (54.4)
保護観察	9,440 (100.0)	3,758 (39.8)	1,784 (18.9)	3,898 (41.3)
教護院・養護施設送致	111 (100.0)	34 (30.6)	16 (14.4)	61 (55.0)
不処分・審判不開始	2,891 (100.0)	1,298 (44.9)	530 (18.3)	1,063 (36.8)
なし	28,768 (100.0)	14,908 (51.8)	5,061 (17.6)	8,799 (30.6)
不詳	1,673 (100.0)	576 (34.4)	295 (17.6)	802 (47.9)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

(3) 保護観察中の犯罪による処分と属性等との関連

保護観察中の犯罪により何らかの処分を受けた者と、新たな処分を受けなかった者について、他の項目との関連を見たのが2-3-1表から2-3-6表である。

ア 性別

何らかの処分を受けた者の比率は男性の方が高く、新たな処分を受けなかった者の比率は女性の方が高い。

2-3-1表 性別と保護観察中の犯罪による処分

性別		総数	再犯による処分なし	再犯による処分あり
総	数	51,596 (100.0)	34,901 (67.6)	16,695 (32.4)
	男	46,692 (100.0)	31,211 (66.8)	15,481 (33.2)
	女	4,904 (100.0)	3,690 (75.2)	1,214 (24.8)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

イ 初度・再度の別

保護観察中の犯罪による処分の有無との関連では、統計的な有意差は見られない。

2-3-2表 初度・再度の別と保護観察中の犯罪による処分

初度・再度の別		総数	再犯による処分なし	再犯による処分あり
総	数	51,596 (100.0)	34,901 (67.6)	16,695 (32.4)
初	度目	42,970 (100.0)	29,008 (67.5)	13,962 (32.5)
再	度目	8,626 (100.0)	5,893 (68.3)	2,733 (31.7)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

ウ 罪名

業過は新たな処分を受けなかった者の比率が高く、窃盗は処分を受けた者の比率が高い。

2-3-3 表 罪名と保護観察中の犯罪による処分

罪 名	総 数	再犯による処分なし	再犯による処分あり
総 数	51,596 (100.0)	34,901 (67.6)	16,695 (32.4)
強 姦 ・ 強 制 わ い せ つ	1,130 (100.0)	849 (75.1)	281 (24.9)
殺 人	263 (100.0)	245 (93.2)	18 (6.8)
傷 害	3,101 (100.0)	2,075 (66.9)	1,026 (33.1)
業 過	3,713 (100.0)	3,187 (85.8)	526 (14.2)
窃 盗	16,974 (100.0)	10,377 (61.1)	6,597 (38.9)
強 盗	357 (100.0)	276 (77.3)	81 (22.7)
詐 欺	2,058 (100.0)	1,461 (71.0)	597 (29.0)
恐 喝	2,013 (100.0)	1,299 (64.5)	714 (35.5)
そ の 他 の 刑 法 犯	3,510 (100.0)	2,616 (74.5)	894 (25.5)
覚 せい 剤 取 締 法	10,517 (100.0)	6,500 (61.8)	4,017 (38.2)
道 路 交 通 法	5,626 (100.0)	4,399 (78.2)	1,227 (21.8)
毒 劇 法	857 (100.0)	426 (49.7)	431 (50.3)
そ の 他 の 特 別 法 犯	1,477 (100.0)	1,191 (80.6)	286 (19.4)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

エ 終了時職業

何らかの職業に就いている者及び無職（定収入あり・学生・家事）に対し、無職（その他）では、処分を受けた者の比率が高い。

2-3-4 表 職業と保護観察中の犯罪による処分

職 業	総 数	再犯による処分なし	再犯による処分あり
総 数	51,596 (100.0)	34,901 (67.6)	16,695 (32.4)
専 門 的 ・ 技 術 的 職 業	470 (100.0)	391 (83.2)	79 (16.8)
管 理 的 職 業	834 (100.0)	702 (84.2)	132 (15.8)
事 務	926 (100.0)	787 (85.0)	139 (15.0)
販 売	5,031 (100.0)	3,994 (79.4)	1,037 (20.6)
サ ー ビ ス	3,798 (100.0)	3,035 (79.9)	763 (20.1)
保 安	161 (100.0)	132 (82.0)	29 (18.0)
農 林 ・ 漁 業	862 (100.0)	669 (77.6)	193 (22.4)
運 輸 ・ 通 信	3,935 (100.0)	3,073 (78.1)	862 (21.9)
技能工、採掘・製造・建設・労務	19,270 (100.0)	13,831 (71.8)	5,439 (28.2)
無職（定収入・学生・家事）	932 (100.0)	771 (82.7)	161 (17.3)
無 職（そ の 他）	10,258 (100.0)	3,810 (37.1)	6,448 (62.9)
不 詳	5,119 (100.0)	3,706 (72.4)	1,413 (27.6)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

オ 刑事処分歴

刑事処分歴が起訴猶予のみの者は、実刑、執行猶予、罰金の処分歴のある者よりも、保護観察中の犯罪により何らかの処分を受けた者の比率が高い。

2-3-5表 刑事処分歴と保護観察中の犯罪による処分

刑事処分歴	総数	再犯による処分なし	再犯による処分あり
総数	51,596 (100.0)	34,901 (67.6)	16,695 (32.4)
実刑	4,514 (100.0)	2,983 (66.1)	1,531 (33.9)
補導付猶予	7 (100.0)	6 (85.7)	1 (14.3)
観察付猶予	3,314 (100.0)	2,114 (63.8)	1,200 (36.2)
単純猶予	15,172 (100.0)	10,666 (70.3)	4,506 (29.7)
罰金(一般)	4,009 (100.0)	2,475 (61.7)	1,534 (38.3)
罰金(交通)	6,237 (100.0)	4,586 (73.5)	1,651 (26.5)
拘留・科料	61 (100.0)	37 (60.7)	24 (39.3)
起訴猶予	1,170 (100.0)	667 (57.0)	503 (43.0)
なし	16,902 (100.0)	11,246 (66.5)	5,656 (33.5)
不詳	210 (100.0)	121 (57.6)	89 (42.4)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

カ 保護処分歴

少年院送致及び教護院・養護施設送致の処分歴のある者は、保護観察中の犯罪により何らかの処分を受けた者の比率が高い。

2-3-6表 保護処分歴と保護観察中の犯罪による処分

保護処分歴	総数	再犯による処分なし	再犯による処分あり
総数	51,596 (100.0)	34,901 (67.6)	16,695 (32.4)
少年院送致2回以上	2,204 (100.0)	888 (40.3)	1,316 (59.7)
少年院送致1回長期	4,072 (100.0)	1,992 (48.9)	2,080 (51.1)
少年院送致1回短期	1,007 (100.0)	499 (49.6)	508 (50.4)
保護観察	9,649 (100.0)	5,944 (61.6)	3,705 (38.4)
教護院・養護施設送致	115 (100.0)	68 (59.1)	47 (40.9)
不処分・審判不開始	2,947 (100.0)	1,975 (67.0)	972 (33.0)
なし	29,809 (100.0)	22,394 (75.1)	7,415 (24.9)
不詳	1,793 (100.0)	1,141 (63.6)	652 (36.4)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 ()内は、構成比である。

キ 受理罪名と再処分の罪名

受理罪名と再処分の罪名とのクロス集計により同種再犯の比率をみると、毒劇法33.0%、窃盗26.3%、覚せい剤取締法26.0%、道路交通法14.7%、詐欺13.6%、傷害9.1%、恐喝5.4%、強姦・強制わいせつ4.4%、強盗1.7%、業過1.3%、殺人1.1%となっている。

3 受理時不良集団関係と成り行きとの関連

(1) 保護観察終了事由との関連

受理時不良集団関係と保護観察終了事由との関連を見たのが3-1表である。

何らかの不良集団と関係がある者は、そうでない者と比較して、再犯又は遵守事項違反による取消しで終了する比率が高く、特に地域不良集団と関係がある者はその比率が高い。

3-1表 受理時不良集団関係と保護観察終了事由

受理時不良集団関係	総数	期間満了	取消し (犯罪又は遵守事項違反)
総数	50,259 (100.0)	35,718 (71.1)	14,541 (28.9)
暴力団	5,640 (100.0)	3,642 (64.6)	1,998 (35.4)
暴走族	476 (100.0)	319 (67.0)	157 (33.0)
地域不良集団	1,658 (100.0)	960 (57.9)	698 (42.1)
不良生徒学生集団	60 (100.0)	37 (61.7)	23 (38.3)
その他の	639 (100.0)	435 (68.1)	204 (31.9)
なし	41,047 (100.0)	29,927 (72.9)	11,120 (27.1)
不詳	739 (100.0)	398 (53.9)	341 (46.1)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

(2) 保護観察終了時の成績等との関連

受理時不良集団関係と保護観察終了時の成績・状態との関連を見たのが3-2表である。

良好群・普通群・不良群⁷に分けてみると、暴力団と関係がある者は良好群が少なく、不良群が多い。暴走族と関係がある者は、暴力団及び地域不良集団と関係がある者と比較して、良好群の比率が高く、不良群の比率が低い。

3-2表 受理時不良集団関係と保護観察終了時の成績等

受理時不良集団関係	総数	良好群	普通群	不良群
総数	49,991 (100.0)	22,308 (44.6)	8,828 (17.7)	18,855 (37.7)
暴力団	5,616 (100.0)	1,878 (33.4)	1,228 (21.9)	2,510 (44.7)
暴走族	474 (100.0)	210 (44.3)	79 (16.7)	185 (39.0)
地域不良集団	1,651 (100.0)	579 (35.1)	269 (16.3)	803 (48.6)
不良生徒学生集団	59 (100.0)	26 (44.1)	5 (8.5)	28 (47.5)
その他の	635 (100.0)	270 (42.5)	104 (16.4)	261 (41.1)
なし	40,830 (100.0)	19,193 (47.0)	7,053 (17.3)	14,584 (35.7)
不詳	726 (100.0)	152 (20.9)	90 (12.4)	484 (66.7)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

⁷ 本稿2(2)参照。

(3) 保護観察中の犯罪による処分との関連

受理時不良集団関係と保護観察中の犯罪による処分との関連を見たのが3-3表である。

何らかの不良集団と関係がある者は、そうでない者と比較して、保護観察中の犯罪により処分を受けた者の比率が高い。

3-3表 受理時不良集団関係と保護観察中の犯罪による処分

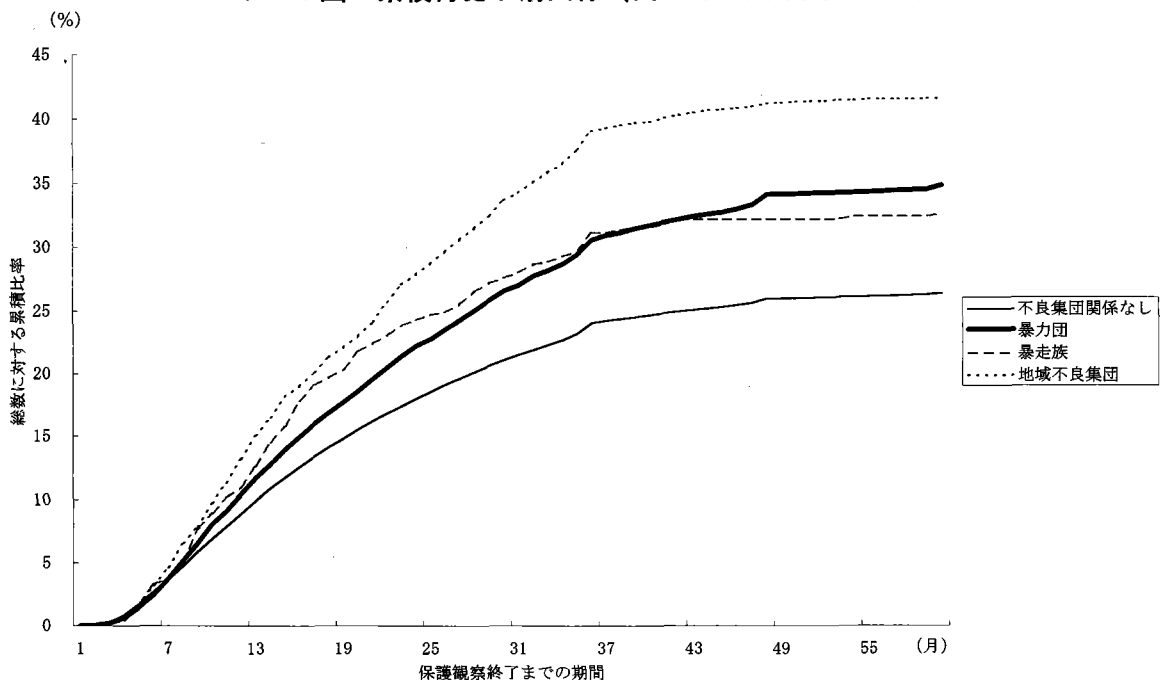
受理時不良集団関係	総数	再犯による処分なし	再犯による処分あり
総数	51,596 (100.0)	34,901 (67.6)	16,695 (32.4)
暴力団	5,744 (100.0)	3,360 (58.5)	2,384 (41.5)
暴走族	482 (100.0)	291 (60.4)	191 (39.6)
地域不良集団	1,680 (100.0)	889 (52.9)	791 (47.1)
不良生徒学生集団	61 (100.0)	36 (59.0)	25 (41.0)
その他の	651 (100.0)	416 (63.9)	235 (36.1)
なし	42,208 (100.0)	29,496 (69.9)	12,712 (30.1)
不詳	770 (100.0)	413 (53.6)	357 (46.4)

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ()内は、構成比である。

(4) 再犯等による取消しまでの期間

保護統計では、保護観察中の犯罪による処分があった場合、再犯の事実があった時期については調査していないが、保護観察終了までの期間については把握することができるので、再犯又は遵守事項違反による執行猶予取消しで終了した者の総数に対する比率を保護観察終了までの期間別に累積グラフにしたものが3-4図である。ただし、再犯又は遵守事項違反の事実があった時期と、執行猶予取消しによって保護観察が終了した時期との間には、タイムラグがあるので、このグラフが再犯又は遵守事項違反の時期を示しているわけではないことに注意する必要がある。

3-4図 累積再犯取消曲線（受理時不良集団関係別）



(5) 不良集団関係のまとめ

当初に予想されたとおり、何らかの不良集団と関係がある者は、そうでない者と比較して成り行きが悪い者の比率が高いことが確認された。その中でも、地域不良集団と関係がある者は、成り行きが悪い者の比率が高いことがわかった。

一方、暴走族と関係がある者は、他の不良集団と関係がある者と比較すると、成り行きがよい者の比率が高い。これは、暴走族と関係がある者は交通事故により保護観察付き執行猶予になった者が多いためではないかとも考えられたが、交通事故を除いて集計しても、傾向はほぼ同じであった。

4 受理時薬物等使用関係と成り行きとの関連

(1) 保護観察終了事由との関連

受理時薬物等使用関係と保護観察終了事由との関連を見たのが4-1表である。

覚せい剤及びシンナー・ボンド・トルエンの使用関係がある者は、再犯又は遵守事項違反による取消して終了する比率が高い。麻薬・あへん・大麻の使用関係がある者は、期間満了の比率が薬物等使用関係のない者よりもやや高い。

4-1 受理時薬物等使用関係と保護観察終了事由

受理時薬物等使用関係	総数	期間満了	取消し (犯罪又は遵守事項違反)
総数	50,259 (100.0)	35,718 (71.1)	14,541 (28.9)
麻薬・あへん・大麻	490 (100.0)	379 (77.3)	111 (22.7)
覚せい剤	11,490 (100.0)	7,169 (62.4)	4,321 (37.6)
シンナー・ボンド・トルエン	2,853 (100.0)	1,519 (53.2)	1,334 (46.8)
その他	83 (100.0)	46 (55.4)	37 (44.6)
なし	34,945 (100.0)	26,370 (75.5)	8,575 (24.5)
不詳	398 (100.0)	235 (59.0)	163 (41.0)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

(2) 保護観察終了時の成績等との関連

受理時薬物等使用関係と保護観察終了時の成績・状態との関連を見たのが4-2表である。

良好群・普通群・不良群⁸に分けてみると、覚せい剤及びシンナー・ボンド・トルエンの使用関係がある者は、良好群の比率が低く不良群の比率が高い。麻薬・あへん・大麻の使用関係がある者は、良好群の比率が薬物等使用関係のない者よりもやや高く、不良群の比率がやや低い。

4-2 受理時薬物等使用関係と保護観察終了時の成績等

受理時薬物等使用関係	総数	良好群	普通群	不良群
総数	49,991 (100.0)	22,308 (44.6)	8,828 (17.7)	18,855 (37.7)
麻薬・あへん・大麻	487 (100.0)	244 (50.1)	100 (20.5)	143 (29.4)
覚せい剤	11,448 (100.0)	4,539 (39.6)	1,928 (16.8)	4,981 (43.5)
シンナー・ボンド・トルエン	2,833 (100.0)	874 (30.9)	456 (16.1)	1,503 (53.1)
その他	80 (100.0)	18 (22.5)	20 (25.0)	42 (52.5)
なし	34,752 (100.0)	16,553 (47.6)	6,274 (18.1)	11,925 (34.3)
不詳	391 (100.0)	80 (20.5)	50 (12.8)	261 (66.8)

注 1 法務総合研究所の調査による。

2 () 内は、構成比である。

(3) 保護観察中の犯罪による処分との関連

受理時薬物等使用関係と保護観察中の犯罪による処分との関連を見たのが4-3表である。

覚せい剤及びシンナー・ボンド・トルエンの使用関係がある者は、保護観察中の犯罪により処分を受けた者の比率が高い。麻薬・あへん・大麻の使用関係がある者は、保護観察中に新たな処分を受けなかった者の比率が、薬物等使用関係のない者よりもやや高い。

4-3表 受理時薬物等使用関係と保護観察中の犯罪による処分

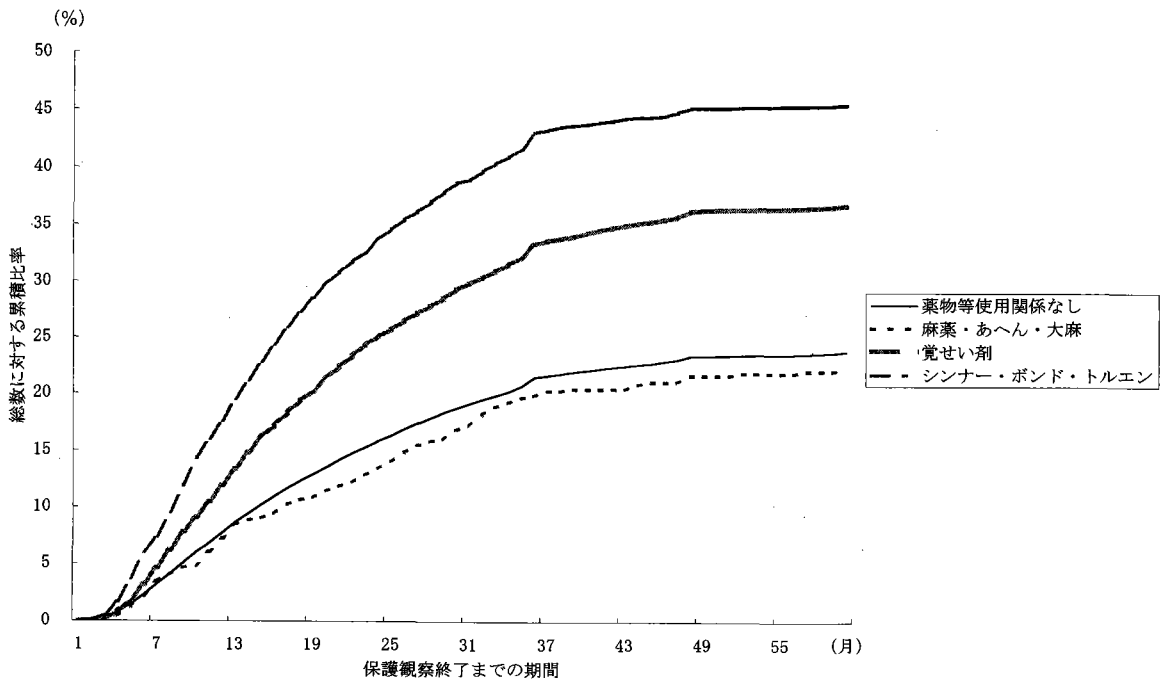
受理時薬物等使用関係	総数	再犯による処分なし	再犯による処分あり
総数	51,596 (100.0)	34,901 (67.6)	16,695 (32.4)
麻薬・あへん・大麻	498 (100.0)	359 (72.1)	139 (27.9)
覚せい剤	11,730 (100.0)	6,998 (59.7)	4,732 (40.3)
シンナー・ボンド・トルエン	2,925 (100.0)	1,403 (48.0)	1,522 (52.0)
その他の	90 (100.0)	50 (55.6)	40 (44.4)
なし	35,939 (100.0)	25,849 (71.9)	10,090 (28.1)
不詳	414 (100.0)	242 (58.5)	172 (41.5)

注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 ()内は、構成比である。

(4) 再犯等による取消しまでの期間

本稿3(4)と同様に、再犯又は遵守事項違反による執行猶予取消しで終了した者の総数に対する比率を保護観察終了までの期間別に累積グラフにしたものが4-4図である。ただし、再犯又は遵守事項違反の事実があった時期と、執行猶予取消しによって保護観察が終了した時期との間には、タイムラグがあるので、このグラフが再犯又は遵守事項違反の時期を示しているわけではないことに注意する必要がある。

4-4図 累積再犯取消曲線（受理時薬物等使用関係別）



⁸ 本稿2(2)参照。

(5) 薬物等使用関係のまとめ

薬物等使用関係のある者の中でも、「麻薬・あへん・大麻」、「覚せい剤」、「シンナー・ボンド・トルエン」の3つは、傾向が異なっている。覚せい剤及びシンナー・ボンド・トルエンの使用関係がある者は成り行きが悪い者の比率が高いが、麻薬・あへん・大麻の使用関係がある者では、薬物等使用関係のない者と比較しても、成り行きが悪い者の比率は高くなかった。

第3 まとめ

1 属性等とその経年変化

受理調査票の項目では、刑事処分歴のない者、保護処分歴のない者、不良集団関係のない者、薬物等使用関係のない者等、一般的に「犯罪性が進んでいない」とされる者が増加している。これに対して、終了調査票の項目では、保護観察終了事由が期間満了である者、保護観察終了時に仮解除中の者、保護観察中に新たな処分を受けなかった者等、「成り行きがよい」とされる者が減少している。

受理調査票の項目の経年変化と、終了調査票のそれとを単純に結びつけることはできないが、ごく大まかにいえば、受理時では犯罪性が進んでいないとされる者が増加しているのに、終了時では成り行きがよいとされる者が減少していることになる。その理由として、調査対象者が同一でないこと以外に、調査項目の範囲内で考えられるのは、生計が貧困な者、無職（学生・生徒及び家事を除く）の者、単身又は更生保護施設に居住する者等、生活基盤が不安定な者の増加である。

2 成り行きと属性等との関連

- ① 性別との関連で見ると、男性よりも女性の方が成り行きがよい者の比率が高い。
- ② 初度・再度の別と成り行きとの間には、統計的に有意な関連は見られない。
- ③ 罪名との関連で見ると、成り行きがよい者の比率が高いのは、殺人、業過、強姦・強制わいせつ等である。殺人等の重大な結果をもたらす犯罪をした者のうちで、執行猶予になった者は、おそらく、情状面等が考慮されて、更生が期待できる者が選ばれているのであろうから、成り行きがよいのは当然であるとも考えられる。一方、成り行きが悪い者の比率が高いのは、毒劇法違反、窃盗、覚せい剤取締法違反等、常習傾向があるといわれる罪種である。
- ④ 終了時職業との関連で見ると、何らかの職業に就いている者及び無職（定収入あり・学生・家事）では成り行きがよい者の比率が高いのに対し、無職（その他）では成り行きが悪い者の比率が高い。
- ⑤ 刑事処分歴が起訴猶予のみの者は、実刑、執行猶予、罰金の処分歴のある者よりも、成り行きが悪い者の比率が高い。実刑等の処分歴のある者では、処分を受けることのつらさや不利益を経験済みであるために、起訴猶予のみの者よりも自重した行動をとるのではないかと考えられる。
- ⑥ 保護処分歴との関連で見ると、少年院送致及び教護院・養護施設送致の処分歴のある者は、成り行きの悪い者の比率が高い。

3 受理時不良集団関係と成り行きとの関連

当初に予想されたとおり、何らかの不良集団と関係がある者は、そうでない者と比較して成り行きが悪い者の比率が高いことが確認された。その中でも、地域不良集団と関係がある者は、成り行きが悪い者の比率が高いことがわかった。

一方、暴走族と関係がある者は、他の不良集団と関係がある者と比較すると、成り行きがよい者の比率が高い。これは、暴走族と関係がある者は交通事故により保護観察付き執行猶予になった者が多いためではないかと考えられたが、交通事故を除いて集計しても、傾向はほぼ同じであった。

4 受理時薬物等使用関係と成り行きとの関連

薬物等使用関係のある者の中でも、「麻薬・あへん・大麻」、「覚せい剤」、「シンナー・ボンド・トルエ

ン」の3つは、傾向が異なっている。覚せい剤及びシンナー・ボンド・トルエンの使用関係がある者は成り行きが悪い者の比率が高いが、麻薬・あへん・大麻の使用関係がある者では、薬物等使用関係のない者と比較しても、成り行きが悪い者の比率は高くなかった。

5 おわりに

類型別処遇とも関連のある不良集団関係及び薬物等使用関係については、次のような点が、今後の施策を進める上で参考になると考えられる。

- ① 不良集団と関係がある者の中でも、特に、地域不良集団と関係がある者は、成り行きが悪い者の比率が高い。地域不良集団は、暴力組織や暴走族のように類型別処遇の対象とはなっておらず、その実態についての調査等もなされていないが、保護観察対象者のうち相当数の者が地域不良集団に関係しており、しかも成り行きが悪いという点に注目すべきである。

本研究の範囲では、地域不良集団と関係がある者に対してどのような処遇が効果的かという点までは明示できないが、暴力組織関係対象者、暴走族対象者と同様に、実態の把握に努め、再犯防止への働きかけをする必要があるだろう。

- ② 薬物等使用関係のある者の中では、薬物等の種類によって傾向が異なり、特に、シンナー・ボンド・トルエンの使用関係がある者は、保護観察中の犯罪により処分を受けた者が半数を超えるなど、成り行きが悪い者の比率が高い。再犯等による取消しまでの期間も短い者が多いことから、特に、保護観察開始当初の処遇に注意を要するものと思われる。

本研究の結果、実務上、経験的に理解されている事柄が統計的に裏付けられたものもあり、また、これまであまり注目されることのなかった事柄についての発見もあったが、既存の保護統計を用いた調査であるために、いくつかの制約があった。そのうち主要なものは次のとおりである。

- ① 保護統計には、受理調査票にしかない項目、終了調査票にしかない項目がいくつかある。このような項目には、次のようなものがある。

受理調査票にしかない項目

受理時年齢、(当初予定された)保護観察期間、入監度数、国籍、生計状況、受理時職業、居住状況、教育程度、精神状況、知能指数

終了調査票にしかない項目

終了時年齢、(実際の)保護観察期間、終了事由、成績・仮解除・所在不明・身柄拘束等、保護区間移動回数、終了時職業、保護観察中の犯罪・非行による処分

電算処理の際、生年月日等の個人を特定できる情報は入力されておらず、対象者の特定ができないので、受理調査票のデータと終了調査票のデータをつなげることはできない。例えば、受理調査票にしかない「教育程度」と、終了調査票にしかない「終了事由」との関係を見ることはできない。

- ② 再犯については、保護観察中に処分があったものに限られており、再犯の事実があったものすべてを把握することはできない。また、保護観察開始時から再犯の事実があったときまでの期間はわからない。

このような問題を解消するための1つの方法としては、保護統計の項目を増やし、情報をより充実したものにするとすることも考えられる。しかし、それでも、処遇と成り行きの関係を明らかにするためには十分ではない。むしろ、特に成り行きとの関連が強いと思われる項目に関して、より詳細な特別調査を行う方がよいであろう。

本稿の冒頭でも述べたように、保護観察付き執行猶予者の約3割は、保護観察期間中の再犯で処分を受けている。また、改正された少年法や、児童虐待の防止等に関する法律等の施行によって、従前は刑事処分の対象とならなかった者が刑事裁判を受け、保護観察付き執行猶予になることも考えられる。保護観察付き執行猶予は、犯罪者の改善更生に効果があるといえるのかどうか、足りないところはなかったのかなど、今後も多様な角度からの検討を続けていくことが望まれる。

法務総合研究所研究部報告 17

平成 14 年 3 月 印刷

平成 14 年 3 月 発行

東京都千代田区霞が関1-1-1

編集兼 法務総合研究所
発行人

印刷所 ヨシダ印刷株式会社
